

## 油漏えい検知システム 油太郎Ⅱ

# 「安全上のご注意」

本製品をお取扱いいただく前に、本書をよくお読みの上、正しくお使いください。  
お読みになったあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。

- 取付け・稼働・保守・点検などの前に、必ず本書と本製品の取扱説明書の内容をよく理解した上で正しく安全にお使いください。
- 本製品は、厳しい品質管理のもとに製造していますが、本製品が万一故障することにより人命、身体または財産に重大な損害が予測される場合は、前もってこれを回避するための措置を講じてください。
- 安全に関する絵表示について

安全に関する内容により、その表示と意味は次のようにになっています。内容をよく理解した上で、本文をお読みください。

 <b>危険</b>	: この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災が切迫して発生することが想定される内容を示しています。
 <b>警告</b>	: この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災を起こす可能性が想定される内容を示しています。

### ■ 絵表示の例



△記号は注意(危険や警告を含む)が必要な内容があることを告げるものです。  
図の中や近傍に具体的な注意内容(左図の場合は感電注意)が描かれています。



○記号は禁止の行為であることを告げるものです。 図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。



●記号は強制(必ず実行していただくこと)を示すものです。 図の中や近傍に具体的な指示内容(左図の場合は特定しない一般的な使用者の行為)が描かれています。

注：本P.L文書は、ガソリン・軽油・灯油・A重油を対象としています。  
その他の液種へのご使用については、最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へお問い合わせください。



**昭和機器工業株式会社**

## 油センサー、ベーパーセンサー

<b>⚠ 危 険</b>	
 電 線 管 工 事	<p>■ 電線管工事は消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事を行ってください。また、電線管コネクタやプリカチューブなどは全て防水型を使用し、各ネジ込み部のシールを充分に行ってください。</p> <p>上記のことを守らないとベーパー(可燃性ガス)が進入し、引火・爆発事故などの原因となります。</p>
<b>⚠ 警 告</b>	
 禁 止	<p>■ 本センサーは、コケや藻や汚物などがある環境で使用しないでください。</p> <p>上記のことを守らないと油検知が正常に作動しないおそれがあります。</p>
 結線部の締付け	<p>■ 中継ボックスの蓋および外部信号ケーブル線の導入部などは、しっかりと締め付けてください。</p> <p>上記のことを守らないと腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 ケーブル加工後の 結 線	<p>■ 中継ボックス内の結線をする際は、専用圧着端子を用いて結線をしてください。</p> <p>上記のことを守らないとケーブル線の導通不良により、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 禁 止	<p>■ 設置完了後は、メンテナンス時を除き、中継ボックスの蓋をあけないでください。</p> <p>上記のことを守らないと短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。</p>
 禁 止	<p>■ 中継ボックスは、水に浸かった状態や水没した状態で使用しないでください。</p> <p>中継ボックスは、密閉構造となっていますが、経年変化などにより、パッキン類やシール面などが劣化した場合、入水による短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動などの故障の原因となります。</p> <p>中継ボックスが水に浸かったり、水没したりしないように必要な処置を講じてください。</p>
 センサー検知部	<p>■ センサーの検知範囲が全て浸水した場合は、ベーパーや油を検知することができません。</p> <p>センサーの検知範囲内に水位が下がった後は、ベーパーや油を検知することができます。</p>
 センサーの交換	<p>■ ベーパーや油を検知したセンサーは、必ず交換してください。</p> <p>本センサーは、ベーパーや油を検知する都度、交換が必要です。</p> <p>ベーパーや油を検知した際には、速やかに最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へご連絡の上、新品のセンサーと交換(有償)してください。</p>

## 警報装置

### ⚠ 危 險



非危険場所への設置

#### ■ 法規上、非危険場所に設置してください。

上記のことを守らないと引火・爆発事故などの原因となります。

### ⚠ 警 告



警報の確認

#### ■ 警報装置は、各警報が発せられた際に常時確認できる場所に設置してください。確認できる場所に設置できない場合は、警報ブザーなどを、各警報が発せられた際に常時確認できる場所に設置してください。

漏えい警報を見落とした場合、漏えい事故が拡大するおそれがあります。



警報発報時の対応

#### ■ 警報が発せられた場合は、速やかに検知場所の点検を行い、適切な処置を講じてください。

上記のことを守らないと引火・爆発事故などの原因となります。

なお、検知場所の点検を行っても、異常が確認されない場合は、最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へお問い合わせください。



禁 止

#### ■ 設置完了後は、メンテナンス時を除き、前面扉はあけないでください。

内部回路には電圧がかかっており、感電事故などの原因となります。



単 独 配 線 工 事

#### ■ 中継ボックスから警報装置までのケーブル線は、導体公称断面積 $0.75\text{mm}^2$ 以上のシールド付きケーブルを使用し、単独の金属電線管工事を行ってください。

上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。



D 種 接 地 工 事

#### ■ 法規上、D種設置工事(接地抵抗 $100\Omega$ 以下)を行ってください。

上記のことを守らないと引火、爆発事故、感電事故、故障などの原因となるほか、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあります。



ケーブル加工後の  
結 線

#### ■ 警報装置の端子台に結線する際は、ケーブル線に絶縁被膜付き圧着端子加工などを施してから、結線をしてください。

上記のことを守らないとケーブル線の導通不良により、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあるほか、故障などの原因となります。

## 警報装置

### !**警 告**

	<p><b>接点定格内での使用</b></p> <p>■ 本製品と他の製品または電気回路などを接続する際は、本製品の接点定格の範囲内でご使用ください。</p> <p>上記のことを守らないと誤作動などの故障の原因となります。</p>

## そ の 他

### !**警 告**

	<p><b>関係法令の遵守</b></p> <p>■ 危険物の貯蔵または取扱いをする施設に本製品の設置をする際は、消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事を実施してください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
	<p><b>保 寸 点 檢</b></p> <p>■ 1年に1回以上の、計装工事または電気工事などの専門技術者による保守点検を実施してください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
	<p><b>検知結果に基づく諸作業など</b></p> <p>■ 本製品の漏えい検知結果に基づき、諸作業など(加減圧などによる漏えい検査やタンクの掘り起こしなど、その他一切)を実施した場合、異常の有無にかかわらず、当該作業などに要した経費や休業損害、その他の損害賠償など、本製品の検知結果に起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
	<p><b>入 力 電 源 OFF</b></p> <p>■ 本製品の結線および保守点検などの作業を行う際は、入力電源を切ってから実施してください。</p> <p>短絡(ショート)による火災、感電事故、故障などの原因となります。</p>

## その他の

! 警 告	
禁 止	<p>■ 本製品は絶対に分解や組み直し・修理・改造などは行わないでください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、入水事故、感電事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
安 全 設 計	<p>■ 電気・電子部品、機器の故障発生とご使用時の装置、システムの製品安全設計のお願い。</p> <p>当社は品質、信頼性の向上に努めていますが、一般的に電気・電子部品、機器はある確率で故障が発生します。また、使用環境、使用条件などによって耐久性が異なります。したがいまして、当社製品のご使用に当たっては、その製品の故障または寿命により、結果として人身事故、火災事故、オーバーフロー事故、漏えい事故、入水事故、または社会的な損害などを生じさせないよう、冗長設計、引火・爆発防止設計・延焼対策設計、漏えい事故対策設計、誤作動防止設計などの安全設計や1年に1回以上の保守点検の実施をお願いいたします。</p>
設 置 環 境	<p>■ 本製品は仕様に基づいた環境に設置してください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
適正な取付け	<p>■ 本製品は取扱説明書に基づいて正しく取り付けてください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
禁 止	<p>■ 本製品の上に乗るなど、外的な荷重をかけないでください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、誤作動や故障などの原因となります。</p>
専門技術者による工事	<p>■ 本製品の取付・設置・結線・作動確認・保守点検などの作業については、計装工事または電気工事などの専門技術者が実施してください。</p> <p>上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などの原因となります。</p>
産業廃棄物処理	<p>■ 保守点検などで交換した部品や機器類は、産業廃棄物として処理をしてください。</p> <p>上記のことを守らないと環境汚染の原因となります。</p>

## その他の

⚠ 警 告	
 メンテナンス・コール	<p>■ 異常を見つけたときは、速やかに当社へご連絡ください。</p> <p>本製品に対して異常や不明点など、何かお気付きの際は速やかに最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へご連絡ください。</p>
 補修用性能部品	<p>■ 本製品の補修用性能部品は、製造打切り後最低8年間保有しています。</p> <p>性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。ただし、部品メーカーの生産中止などにより、8年未満であっても、供給不可能な場合が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 本製品の使用または不具合により、漏えいを検知し得なかったことに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 本製品は、ガソリン・軽油・灯油・A重油を対象としています。</p> <p>前記以外の他の液種へのご使用につきましては、最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へお問い合わせください。</p> <p>なお、前記以外の他の液種へのご使用の場合、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 当社は、当社が実施した機器の取付・点検・修理・取替などの作業において、当社の責めによって現地設備(タンク・配管・電線など)に故障や破損などが生じた場合は、無償で同設備の補修や修復を行います。ただし、故障や破損などの発生が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現地設備の老朽化</li> <li>②不可抗力</li> <li>③地震など外的要因</li> </ul> <p>などに起因するものである場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、上記の補修や修復以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても上記故障や破損などに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>
 警 告	<p>■ 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変または公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数)などによって生じた、本製品、または、本製品と当社の他製品または他社の製品とを接続した際の不具合に起因もしくは関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。</p>

## その他の

### ⚠ 警告

警 告

■ 当社は、本製品について次の保証をいたします。ただし、当該保証は日本国内で使用される場合に限ります。

- ① 本製品の保証期間は納入日から1年間といたします。
- ② 保証期間中、正常なご使用にもかかわらず当社の設計・工作などの不備により不具合(故障、破損、作動不良、漏えいや入水の発生を検知し得なかつた場合など)が発生した場合は、不具合箇所を無償修理または交換いたします。  
この場合、当社は修理代や交換部品代および修理・交換のための技術員の派遣費用を負担いたしますが、その他の費用の負担は免除させていただきます。
- ③ ただし、以下のいずれかに該当する場合、修理・交換にかかる費用は有償とさせていただきます。
  - (1) 保証期間経過後の不具合。
  - (2) 正常でない使用、または保存による不具合。
  - (3) 火災、天災、地変などの災害および不可抗力による不具合。
  - (4) 当社指定品以外の部品を使用した場合の不具合。
  - (5) 当社および当社指定業者以外の修理、改造による不具合。
  - (6) その他当社の責めによらない不具合。
- ④ 当社の責任は、上記①および②の製品保証に限られるものとし、それ以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても下記(1)(2)(3)に起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
  - (1) 本製品の使用や不具合。
  - (2) 本製品と当社または他社の製品(ソフトウェアを含む)などを接続、連携や併用など行った際の使用や不具合。
  - (3) 上記の使用や不具合により漏えいや入水を検知し得なかつた場合。ここでいう「製品(ソフトウェアを含む)などを接続、連携や併用など」とは、下記(ア)(イ)などのあらゆる接続、連携や併用などを意味するものとします。
  - (ア) 本製品と当社の製品(ソフトウェアを含む)やサービス(役務その他)などの接続、連携や併用など。
  - (イ) 本製品と他社の製品(ソフトウェアを含む)やサービス(役務その他)などの接続、連携や併用など。
- ⑤ 消耗品※や、それに関連する費用(取替費など)については、当社の責任の有無にかかわらず全て有償となります。  
※消耗品とはパッキン、緩衝材など当初から消耗の予想される部品のことです。

# サービスネットワーク

東京営業本部	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町2丁目9-5 TEL (03)3716-5777(代) FAX (03)3716-2384
本 社	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4丁目33-32 TEL (092)431-5131(代) FAX (092)431-3851
東 京 支 店	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町2丁目9-5 TEL (03)3716-2391 FAX (03)3716-2384
横 浜 営 業 所	〒246-0031	横浜市瀬谷区瀬谷4丁目19-5 TEL (045)301-9557 FAX (045)301-9558
大 宮 営 業 所	〒331-0811	さいたま市北区吉野町2丁目192-5 TEL (048)663-9775 FAX (048)663-9758
名 古 屋 支 店	〒453-0056	名古屋市中村区砂田町3丁目18 TEL (052)411-7782 FAX (052)411-7791
大 阪 支 店	〒532-0003	大阪市淀川区宮原1丁目4-20 TEL (06)6399-0515 FAX (06)6399-0516
札 幌 営 業 所	〒003-0002	札幌市白石区東札幌二条3丁目2-39 TEL (011)812-9528 FAX (011)812-9529
青 森 営 業 所	〒030-0853	青森市金沢3丁目8-40 TEL (017)735-5222 FAX (022)239-6627
仙 台 営 業 所	〒983-0043	仙台市宮城野区萩野町1丁目12-4 TEL (022)239-6626 FAX (022)239-6627
金 沢 営 業 所	〒921-8016	金沢市東力町二201 TEL (076)292-1612 FAX (076)292-1621
岡 山 営 業 所	〒700-0964	岡山市北区中仙道1丁目1-31 TEL (086)243-3255 FAX (086)245-1232
広 島 営 業 所	〒733-0003	広島市西区三篠町2丁目3-22 TEL (082)237-9231 FAX (082)237-9244
高 松 営 業 所	〒760-0008	高松市中野町27-14 TEL (087)834-7555 FAX (087)834-7562
松 山 営 業 所	〒790-0932	松山市東石井6丁目2-1 TEL (089)958-9261 FAX (089)958-9261
福 岡 支 店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4丁目33-32 TEL (092)431-1000 FAX (092)431-3851
鹿 児 島 営 業 所	〒890-0063	鹿児島市鴨池1丁目18-1 TEL (099)252-5861 FAX (099)252-5732
沖 縄 営 業 所	〒901-2126	沖縄県浦添市宮城6丁目25-5 TEL (098)878-6068 FAX (099)252-5732

[SKKホームページ] <http://www.showa-kiki.co.jp>